

各 位

大学スポーツコンソーシアム KANSAI

代表理事 伊坂 忠夫

(公印省略)

一般社団法人 大学スポーツコンソーシアム KANSAI

新規賛助会員（企業等）加入のお願い

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

「一般社団法人 大学スポーツコンソーシアムKANSAI」は大学スポーツのさらなる発展を目的に2018年4月に設立いたしました。貴社にはぜひ参加をいただきたく賛助会員加入のお願いをさせていただきます。

わが国は成長戦略の一つとしてスポーツ立国を掲げており、第2期スポーツ基本計画では、「我が国の大学が持つスポーツ資源を人材輩出、経済活性化、地域貢献等に十分活用するとともに、大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築を目指す」ことを施策目標としました。その具体的な取り組みとして大学スポーツ協会（UNIVAS）設立、地域貢献、デュアルキャリア支援、スポーツ局の設置や資金調達力の向上、などが挙げられております。

ご存知のように、現在日本ではアマチュアスポーツの代表格であるカレッジスポーツの価値を活かしきれていない現状にあります。私たち大学人は、大学で正課と課外に取り組む学生アスリートたちを成長させるとともに、その価値をしっかりと社会に伝えていく責任があります。

そのためには、まずは関西の大学や競技連盟、関連企業等が手を取り合って、スポーツ学生の競技環境を整えることが必要となります。

わが国の情勢を睨みつつ、この機会をチャンスと捉え、関西の知を結集し、学生たちの成長する環境をより一層高度化すること、さらにはそこで輝く学生たちを今以上に社会に発信していくことにより、一人でも多くの方に大学スポーツの魅力と価値を理解いただき、大学スポーツを起点に“関西を元気に！”というスローガンのもと、本会の設立を決意いたしました。

設立に際しては、関西地域の多くの大学の協力のもと、活発な議論を行い、以下に示す項目を主たる事業項目として決めました。

- ①大学スポーツにかかわる多様なステークホルダー間の情報共有・連携・協力を促進するプラットフォームの形成
- ②社会を牽引し、未来を託せる「人財」の育成
- ③大学スポーツの振興と発展に資するスポーツガバナンスの構築
- ④大学スポーツの社会的・事業的価値の向上

あわせて「創設趣意書」「定款」をご覧ください、賛同していただける場合は「申込書」に必要事項をご記入の上、下記宛先までご送付をお願い申し上げます。

ます。

より多くの企業様に本事業の趣旨をご理解いただくことで、この取り組みがさらに加速するものと信じております。ぜひ大学スポーツを盛り上げていきましょう。そのために力をお貸しください。

敬具

(ご参考) 組織概要および運営体制

法人名	一般社団法人 大学スポーツコンソーシアム KANSAI
所在地	滋賀県草津市
代表理事	伊坂忠夫
理事／監事	理事 17 名／監事 3 名
事務局長／事務局	中西純司（立命館大学 学生部長） ／立命館大学スポーツ強化オフィス
設立	2018 年 4 月 10 日
会員 （五十音順）	追手門学院大学、大阪学院大学、大阪経済大学、大阪工業大学、大阪産業大学、大阪体育大学、大阪電気通信大学、関西大学、関西学院大学、近畿大学、甲南大学、神戸学院大学、神戸大学、四国大学、四天王寺大学、摂南大学、園田学園女子大学、天理大学、同志社大学、阪南大学、びわこ成蹊スポーツ大学、武庫川女子大学、立命館大学、龍谷大学 計 24 校

【お問合せ先・申し込み先】

（一般社団法人 大学スポーツコンソーシアム KANSAI 事務局／古澤・中村）

〒525-8577 滋賀県草津市野路東1丁目1-1

立命館大学びわこ・くさつキャンパス スポーツ強化オフィス内

電話：077-561-5734 FAX：077-561-4979

Mail：kcaajimu@kcaa-jp.org

大学スポーツコンソーシアム KANSAI の創設趣意

1. 創設の背景

2017 年に発表された「第 2 期スポーツ基本計画」には、今後、国が取り組む施策の一つとして、「大学スポーツの振興」が掲げられている。具体的施策として、各大学でスポーツを管理・統括する部局や人材の設置や配置の支援、学生アスリートのキャリア形成・修学支援、地域貢献活動の支援や大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版 NCAA）の創設支援などが明記されている。いわば、大学スポーツは、競技力向上や健全な心身を保つための素養教育としてだけでなく、人材育成、経済活性化、地域貢献といった公共的役割を、社会と連携しながら担うことが政策的に期待され、大学や競技団体もその対応を迫られているといえる。

大学スポーツと呼ばれる範疇には、教育課程としての体育・スポーツ実習だけでなく、課外活動にまで及ぶ多種多様な学生の活動が含まれ、そこには、学内関係者だけでなく、様々なステークホルダーが関係している。「する・みる・支える・創る」など、学生は、スポーツとの多面的なかかわりを通じて、様々なことを経験し、知識やスキル、価値を享受する。課外活動としての大学スポーツは、これまで高い競技力を有するアスリートやそのアスリートを支える優秀な指導者を数多く輩出してきた。近年では、大学が保有する人的・物的・知的資源をコミュニティの活性化に活かそうとする期待も高まっている。基本的に課外となるスポーツ活動は、学生や競技団体の自主性や主体性に委ねられているが、地区レベルの大会やリーグ戦に際して、試合会場確保の困難さから授業開講日である平日に試合が開催され続けるような事態が発生している。また大会やリーグ戦の開催場所や期間によっては、学生が相当な経済的負担を負っているケースも少なくない。さらには、スポーツ推薦制度をはじめとした大学間の競技成績優秀者の争奪戦の熾烈化、勝利至上主義への偏重がもたらす体罰問題、競技中心の学生生活による学業成績の低下といった問題もかねてから指摘されている。課外活動にともなう学生生活に及ぼす様々な負担軽減、学業との両立やキャリア形成なども見据え、高等教育機関として育成すべき「人財」輩出に観点から大学スポーツの在り方を改めて問うべき時期を迎えているといえる。

大学スポーツは、様々な課題を抱えながらも、我が国のスポーツ振興のみならず、将来を担う若者の人格陶冶や人材育成において、重要な役割を担ってきたことは疑いの余地もない。少子化にともなう入学者確保のための大学間競争が熾烈化し、大学のブランディングや魅力づくりについては、確かに各大学の自助努力も必要であろう。しかしながら、大会やリーグ戦の開催日程や各地区の選抜選手による強化合宿の日程調整など、単独の大学で競技団体と交渉し、問題解決を図ることは容易ではない。また国公立だけでなく、私立大学においても未来を担う「人財」を育成する高等教育機関としての公共的な役割を鑑み、互いに競い、高め合うところは高め合いながらも、歪な競争による「一人勝ち」の構図を創るのではなく、緩やかでありながらも高等教育機関の使命を果たすべく、強い信念に基づいたネットワーク組織の形成が求められると思われる。

このようなことを勘案し、各大学がこれまで高等教育機関として積み重ね、蓄積してきた大学スポーツにかかわる英知を、健全なる大学スポーツの機能化のための「共通の財産」として分かちあいながら、様々な関係者とも連携して、さらなる大学スポーツの発展をめざすための「仕組み」を構築する必要がある。これまで関西地区の複数大学が、大学スポーツ振興にかかわる会議や検討会を重ねてきたが、1 つでも多くの大学が密接な連携を図り、大学間の英知を結集させて上記のような課題を解決し、ひいては関西地区の活性化に資することを目指すことが望ましいと思われる。このような意図に基づく大学横断型の連合体組織・機構として、「大学スポーツコンソーシアム KANSAI（以下、コンソーシアムと記す）」を創設するに至った。

コンソーシアムが、図るべき当面の個別目標は、少なくとも 4 つあると考えられる。

- ①大学スポーツにかかわる多様なステークホルダー間の情報共有・連携・協力を促進するプラットフォームの形成
- ②社会を牽引し、未来を託せる「人財」の育成
- ③大学スポーツの振興と発展に資するスポーツガバナンスの構築

④大学スポーツの社会的・事業的価値の向上

2. 事業

コンソーシアム創設の目的と 4 つの目標を成し遂げるために、各々の大学がこれまで蓄積してきた英知を共有しながら、以下に示すような横断的に実施できるような事業が展開されるべきだと思われる。

①プラットフォーム育成・強化に関する事業

- ☐多様な個人・団体・組織との連携・参画の促進とステークホルダーマネジメント
- ☐プラットフォームの法人化(一般社団法人非営利型)

②「人財」の育成に関する事業

- ☐ライフスキルプログラムの開発・共有・実施
- ☐キャリア教育プログラムの開発・共有・実施
- ☐学生アスリートの学業と課外活動の両立支援システムの共有化
- ☐学生アスリートの表彰
- ☐指導者の情報共有と研修
- ☐指導者の英知を結集したコーチングスタンダードの確立
- ☐指導者におけるダイバーシティの促進
- ☐指導者の表彰
- ☐スポーツアドミニストレーターの育成・配置に関する支援

③スポーツガバナンスの構築に関する事業

- ☐大学スポーツにおける安心で安全な活動環境の創造
- ☐スポーツ局またはそれに準ずる部局・組織の設置に関する支援
- ☐課外活動団体の財務・資産管理に関する支援
- ☐大学スポーツ憲章の作成

④大学スポーツの振興・啓発に関する事業

- ☐大学スポーツにおける人とスポーツの多面的なかかわり(する・みる・支える・創る)の促進と循環
- ☐学内の資源を活用した大学間における「対校戦」の実施や多様なスポーツ参与機会の創出・応援文化の醸成
- ☐大学への愛着とつながりを生む大学スポーツのブランディングにかかわる支援
- ☐メールマガジンや映像配信など、SNS を用いた情報発信による参画者の拡大
- ☐大学スポーツ振興によるコミュニティ・ディベロップメント

⑤その他、コンソーシアムの目的に資する事業

3. 会員

コンソーシアムは、上記の目的に賛同する法人・団体によって構成する。会員は、コンソーシアムに参画することにより、大学スポーツ振興に資する情報の共有、上記の事業へ参画することができる。

①正会員:10 万円

体育会・課外活動団体など、大学スポーツ振興関連部局・窓口があり、担当スタッフが配置されている大学

②賛助会員:法人 1 口 10 万円

コンソーシアムの趣旨に賛同し、掲げられた目的・事業の遂行に寄与する企業・団体

③パートナー会員:無料

コンソーシアムの趣旨に賛同し、コンソーシアムの目的達成を促進するとともに、主体的に協力する団体

以上

定 款

一般社団法人大学スポーツコンソーシアム KANSAI

平成 30 年 3 月 1 日 作 成
令和 2 年 5 月 30 日 改 定

一般社団法人大学スポーツコンソーシアム KANSAI 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人大学スポーツコンソーシアム KANSAI と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を滋賀県草津市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、大学が蓄積して保有する大学スポーツの英知を共有し、大学スポーツの健全な発展を目指し、関西地域の活性化に資すること目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)人材の育成支援に関する事業
- (2)大学スポーツにおけるガバナンスの構築に関する事業
- (3)大学スポーツの普及・啓発に関する事業
- (4)その他、当法人の目的に資する事業
- (5)前各号に付帯関連する一切の業務

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人の構成員は、当法人の目的に賛同する次の会員から成る。

- (1)正会員 大学スポーツ関連部局・窓口があり、担当スタッフが配置されている大学
- (2)賛助会員 当法人の事業推進に寄与する団体または個人
- (3)パートナー会員 当法人の目的達成に主体的に協力することを表す団体

2 正会員は、それぞれ当該正会員に所属する個人1名(以下「正会員代表者」という。)をこの法人に届け出るものとする。正会員代表者に変更がある場合も同様とする。

3 前項の正会員代表者をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

4 正会員代表者は、総会において行使する議決権を有する。

5 会員は、当該会員の名称や住所等の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ることとする。

6 正会員は、一般法人法に規定された当法人に関する定款、名簿、議事録、計算書類等の閲覧、謄写請求等の権利を、社員と同様に有する。

(会員の資格および入退会手続き)

第7条 当法人に会員として入会を希望する団体・個人は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認をうけるものとする。承認の基準は別に定めるところによる。

(経費の負担)

第 8 条 法人を構成する会員は、法人の目的を達成するため、会員となった時及び毎年、会費に関する規程に基づき、会費を支払う義務を負う。

(退会)

第 9 条 会員は、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会しようとするときは、事前に書面をもって届けるものとする。

(除名)

第 10 条 当法人は、社員または会員が次のいずれかに該当する場合、当該社員または会員を除名することができる。

- (1)当法人の趣旨又は目的に明らかに反するような行為を行ったと認められる場合。
- (2)虚偽の情報を提供するなど、会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合。
- (3)本定款に違反した場合。
- (4)法令又は公序良俗に反する行為をしたと認められる場合。

第 3 章 総会

(構成)

第 11 条 総会は、当法人の最高意思決定機関であり、全ての正会員代表者をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(総会の招集)

第 12 条 当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて、随時これを招集する。

2 総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを行う。会長に事故もしくは支障があるときは、予め理事会の決議により定められた順序に従い、副会長が総会を招集する。

3 総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、全正会員代表者に対して書面もしくは電磁的方法で招集通知を発するものとする。

(議長)

第 13 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故もしくは支障があるときには、予め理事会の決議により定められた順序に従い、副会長が会長に代わる。

(総会の権限)

第 14 条

- (1)入会の基準並びに会費及び入会金の金額またはその規程
- (2)社員または会員の除名
- (3)理事及び監事の選任又は解任
- (4)各事業年度の事業報告及び収支決算についての事項
- (5)貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6)定款の変更
- (7)解散及び残余財産の処分
- (8)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(総会の決議)

第 15 条 総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員代表者の議決権の過半

数を有する正会員代表者が出席し、出席した正会員代表者の議決権の過半数をもって行う。

2 社員たる正会員代表者の除名の決議は、総正会員代表者の半数以上であって、当該総正会員代表者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(議決権)

第16条 正会員代表者は、各1個の議決権を有する。

(議事録)

第17条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長、出席理事のうち1名および出席監事のうち1名が署名または記名押印し、5年間、当法人主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第19条 当法人の理事および監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事の互選によって選定し、理事会の決議によって選任する。

3 副会長は、会長の推薦によって選定し、理事会の決議によって選任する。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼任することはできない。

(役員の任期)

第20条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 会長は、当法人を代表し、その業務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の解任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総正会員代表者の半数以上であって、総正会員代表者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 24 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)として支給することができる。

2 会計監査人の報酬等は、監事の同意を得て理事会において定める。

第 5 章 理事会

(理事会)

第 25 条 理事会は、毎事業年度中の 5 月、9 月および翌年 2 月に定例理事会を開催し、必要に応じて随時、臨時理事会を開催する。

(理事会の招集)

第 26 条 会長は、理事会の会日の 1 週間前までに、各理事および各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の必要が場合にはこれを短縮することができる。

2 会長に事故もしくは支障があるときには、予め理事会の決議により定められた順序に従い、副会長が理事会を招集するものとする。

(理事会の招集手続きの省略)

第 27 条 理事会の招集につき、理事および監事の全員の同意があるときは、その招集手続きを省略してこれを開催することができる

(議長)

第 28 条 理事会の議長には、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故もしくは支障があるときは、予め理事会の決議により定められた順序に従い、副会長が会長に代わる。

(定足数)

第 29 条 理事会は理事の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その議決権の過半数の多数をもって行う。

2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 31 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会の権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1)社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2)規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3)前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

(4)理事の職務の執行の監督

(5)会長、副会長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1)重要な財産の処分及び譲受け

(2)多額の借財

(3)重要な使用人の選任及び解任

(4)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5)理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 34 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

第 7 章 事務局および委員会

(委員会等)

第 36 条 当法人は、第 3 条に掲げる目的を達成するために、必要に応じ、理事会の決議により委員会等を置くことができる。

2 前項の委員会等委員は、会員または会員が推薦する大学等の教職員あるいは学識経験者の中から、理事会の決議に基づき選任し、会長が委嘱する。

(事務局)

第 37 条 当法人は、当法人の事務処理のため、理事会の決議に基づき事務局を置く。

2 事務局の所在場所、事務局の長、事務局の職員その他、事務局の組織および運営等に関し必要な事項は、理事会の決議をもって定める。

3 事務局の長および同職員には、その職務を行うに要する相当額の費用を支払うことができる。

第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会において、総正会員代表者の半数以上であって、総正会員代表者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第 39 条 当法人は、一般法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員代表者の半数以上であって、総正会員代表者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 40 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第41条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第42条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	伊坂 忠夫	上田 滋夢	川方 裕則
	幸野 邦男	齋藤 好史	佐川 和則
	高田 義弘	中山 真美	藤本 淳也
	堀口 直親	松永 敬子	柳田 昌彦
	涌井 忠昭	東 潤一	花内 誠
	富田 英司	西村 和芳	
設立時代表理事	伊坂 忠夫		
設立時監事	神崎 素樹	橋詰 謙	岡本 大典

(設立時社員の氏名及び住所)

第43条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所	
氏 名	上田滋夢
住 所	
氏 名	藤本淳也
住 所	
氏 名	松永敬子

(法令の準拠)

第44条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人大学スポーツコンソーシアム KANSAI を設立のため、設立時社員上田滋夢外2名の定款作成代理人である司法書士高井好信は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成30年3月1日

設立時社員	
	上田滋夢
設立時社員	
	藤本淳也
設立時社員	
	松永敬子

上記設立時社員3名の定款作成代理人

京都市上京区河原町通荒神口下ル上生洲町221番地
司法書士 高 井 好 信